

2026年度国別研修「SICA 地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」研修委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北陸センター（以下、「JICA 北陸」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

国別研修事業は、我が国が開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、開発途上国側の個別具体的な要請に基づき、「オーダー・メイド」で研修計画を策定・実施する研修です。我が国の技術協力プロジェクトの関係者を対象としています。

本業は、中米統合機構（以下、「SICA」という。）地域における持続可能なコミュニティベースドツーリズム(CBT)推進のため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力の発展を図る「SICA 地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト（以下、「SICA 観光技プロ）」に紐づいた国別研修の実施業務である。本研修では、各国から選定されたパイロット・コミュニティの関係者及び観光省庁職員が、日本の観光地域経営の概念・理論と実践例、エコミュージアムの概念、官民連携の仕組み等を学び、各コミュニティが帰国後～本技術協力終了まで実施するアクションプランと評価指標を策定することを目的とする。

特定者は、2025年度の課題別研修「広域観光地域運営・プロモーション」の実施をはじめ、JICA 北陸所管の当該分野の研修の受注実績があり、地域の自治体、研究機関、民間を含む地域人材ネットワークを有する機関であり、多様な講師を招聘し本研修業務を適切に実施することができ、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2026年度国別研修「SICA 地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2026年6月24日～2026年7月8日（予定）
- (4) 契約履行期間：2026年5月下旬～2026年8月上旬（予定）
※ 事前準備期間及び事後整理期間を含みます。
- (5) 実施形態：本邦プログラム（来日）

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

1) 本研修委託業務契約は、2026 年度に実施する計 1 回の研修コース全体を対象とする。

- 2) 研修員への指導・助言に必要な当該分野に関する専門性を備えた人材を有していること。
- 3) 業務執行体制に関する要件
 - ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
 - イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2026年4月6日(月) 正午
	提出場所	JICA 北陸 業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール 送付先: jicahric_kccp@jica.go.jp 下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限必着で送信。
(2) 審査結果の通知	通知日	2026年4月10日(金)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 北陸 業務課
	請求方法	メール 送付先は(1)に同じ
	請求締切日	2026年4月13日(月)
	回答予定日	2026年4月17日(金)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以 上

2026年度国別研修「SICA 地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：SICA 地域持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト

(2) 技術研修期間（予定）：2026年6月24日（水）～2026年7月8日（金）

(3) 研修員（予定）

1) 定員：17名（応募状況や選考結果により増減の可能性あり）

2) 研修対象国（予定人数）：8ヶ国

ベリーズ（2）、グアテマラ（2）、ホンジュラス（2）、エルサルバドル（2）、ニカラグア（3）、コスタリカ（2）、パナマ（2）、ドミニカ共和国（2）

3) 研修対象者：

- 持続可能な観光開発及びCBT振興に関する政策立案・実施を担当する各国の観光省庁職員（局長級、課長級、または担当官級）
- パイロット・コミュニティの代表者：各国で選定されたパイロット・コミュニティにおいて観光振興を主導する組織化されたグループ（DMO、DMC、自治体観光部局、観光省庁地域事務所、NGO、観光商工会議所、ガイド・ホテル協会等）の代表者またはコーディネーター
- 中米統合観光事務局（SITCA）の担当職員

(4) 研修使用言語：スペイン語

(5) 研修の背景・目的

SICA観光技プロは「SICA地域における持続可能な観光開発推進のため、コミュニティレベルの観光関係者の競争力と観光地経営能力の向上に貢献する」ことを上位目標とし、SICA地域における持続可能なコミュニティベースドツーリズム(CBT)推進のため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力の発展を図ることを目的とした技術協力で、SICAに加盟する8か国を対象としている。

本研修は、SICA観光技プロの成果1「持続可能なCBTの概念に基づき、パイロット・コミュニティの観光地域経営能力が強化される」、及び成果2「SICA地域における観光マーケティング、ブランディング、プロモーション能力が強化される。」の達成に向けた中核的活動として位置づけられており、

各国から選定されたパイロット・コミュニティの関係者及び観光省庁職員が、日本の観光地域経営の理論と実践例、エコミュージアムの概念、官民連携の仕組み等を学び、各コミュニティが帰国後（2026年7月）～本技術協力の活動終了（2028年12月）まで実施するアクションプラン（観光地域経営のためのアクションプラン、観光マーケティングのためのアクションプラン、評価指標）を策定することを目的とする。

（6）案件目標

SICA 観光技プロで選定された8つのパイロット・コミュニティについて、各国のコミュニティ代表者及び観光省庁が共同してアクションプランを作成し、帰国後のアクションプラン実施に向けた方向性を決定する。

（7）単元目標（アウトプット）

- ① プロジェクトで確定した GBT の概念、日本における観光地域経営（DMO やエコミュージアムを含む）の理論・概念・取り組み例を理解し、自国のパイロット・コミュニティへの適用可能性を検討し、アクションプランを策定できる。
- ② 日本の観光地域における環境保全、文化保護、地域経済振興を両立させる実践例から、自国のパイロット・コミュニティでの持続可能な観光開発に活用できる知見を得たうえで、自国のパイロット・コミュニティへの適用可能性を検討できる。
- ③ 官民連携による観光地域経営の仕組み（北陸3県観光コンソーシアム等）を理解し、自国のアクションプラン策定に活かすことが出来る。
- ④ 観光マーケティング戦略理論を学び、パイロット・コミュニティにおけるマーケティング戦略策定に活かすことが出来る。
- ⑤ 研修で共有される観光地域戦略・観光マーケティング戦略の理論、及び UN Tourism の TIPS（観光プロジェクトのための指標ツールキット）を用いて、各パイロット・コミュニティにおけるアクションプランの評価指標を策定する。
- ⑥ 策定したアクションプランについて、プロジェクト期間中に成果を上げるための具体的な行動計画・実施体制・予算計画を作成する。

（8）研修内容

単元	想定される研修項目
1	<p>【講義】観光地域経営理論、エコミュージアムコンセプト、日本における DMO・DMC の概念</p> <p>【視察】自治体や DMO による観光地域経営が確立されている北陸地</p>

	<p>域の観光地</p> <p>【実習】観光地域経営に関するアクションプランの作成（単元2及び3の研修内容も活用して作成する）</p>
2	<p>【講義】観光レジリエンスの概念</p> <p>【視察】環境保全、文化保護、地域経済振興を両立させている北陸地域の観光地</p>
3	<p>【講義】北陸地域における観光産業の官民連携の取り組み（北陸3県観光コンソーシアム、北陸未来共創フォーラム観光分科会、等）</p>
4	<p>【講義】観光マーケティング戦略理論（STP、4P、ブランディング手法を含む）</p> <p>【実習】デジタルツール（AI）の活用方法（ロゴの作成、等）</p> <p>【実習】観光マーケティングに関するアクションプランの作成</p>
5	<p>【講義】TIPs（観光プロジェクトのための指標ツールキット）を活用した指標設定</p> <p>【実習】モニタリング指標の設定</p>
6	<p>【実習】アクションプラン（案）の作成・発表</p> <p>なお、各パイロット・コミュニティのアクションプランには、①観光地域経営に関するアクションプラン、②観光マーケティングに関するアクションプラン、及び③モニタリング指標を含むこととし、各国で1つのアクションプランを作成する。SITCA職員については、SITCAとしてのアクションプランを作成する。</p>

(9) 当機構が実施するプログラム

- 1) 来日ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日 10:00-10:30
受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、機構がJICA 東京センターで実施する。
- 2) 評価会、閉講式：1.5時間（離日前日）
技術研修最終日に実施する評価会では質問票の集計結果を使用し、本研修の評価を関係者間（研修員及び研修受託機関、JICA）で行う。閉講式では、関係者からの挨拶のほか、研修員に対して研修修了の証明として修了証書を授与する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2026年5月下旬～2026年8月上旬

※この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます。

(2) 業務の概要

本研修業務を受託した法人等は、各研修員が上記「1. 研修コース概要」

(6) 案件目標及び(7) 単元目標を達成できるよう、(8) 研修内容に沿って、以下に示す業務を行う。

(3) 詳細

- 1) JICA 北陸、経済開発部民間セクター開発 G 及び SICA 観光技プロの直営専門家との協議
- 2) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 3) 講師・見学先・実習先(案)の提案
- 4) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 5) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 6) 講師・見学先への連絡・確認
- 7) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 8) 講義室・会場等の手配
- 9) 使用資機材の手配
- 10) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 11) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 12) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 13) 講師・見学先への手配結果の報告
- 14) 研修監理員との連絡調整
- 15) プログラム・オリエンテーションの実施
- 16) 研修員の技術レベルの把握
- 17) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 18) 研修員からの技術的質問への回答
- 19) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 20) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 21) 閉講式実施補佐
- 22) 研修監理員からの報告聴取
- 23) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 24) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 25) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 本研修には、SICA 観光技プロの直営専門家 2 名が随行する予定です。研修内容や研修行程・スケジュールの事前精査、アクションプランのフレーム

ワーク作成、アクションプラン策定のためのアドバイザー、研修監理員の補助といった業務を行います。

- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上